

ホーバーターミナルおおいた賑わい創出事業実施要領

第1 目的

この事業は、ホーバーターミナルおおいた（以下「ターミナル」という。）の賑わいを創出する取組を支援し、以てターミナルとその周辺地域（以下「地域」という。）の魅力を高めることを目的とする。

第2 事業実施主体

この事業の実施主体は、賑わい創出に取り組もうとする個人、各種団体、法人（コンソーシアムを組成し申請することも可能とするが、代表申請者を定めること）で、知事が補助事業者として適当と認める者とする。なお、商品開発型において旅行商品を開発する場合は、旅行業法第3条により旅行業の登録を受けている者とする。ただし、次のいずれかに該当する団体等は対象としない。

- (1) 市町村
- (2) 市町村が事務局等の人員の過半数を負担し、かつ、運営費の過半を負担している各種団体および法人
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ団体

第3 事業の内容

1 補助事業の種類

- (1) ターミナル活用型
- (2) 地域一体型
- (3) 商品開発型

2 補助対象事業

- (1) ターミナル活用型
 - ア ターミナル施設や景観を活かした試行的または先進的な取組であること。
 - イ 事業の費用が適当であること。
 - ウ 事業が期間内に完了する見込みがあること。
 - エ 事業が、県が実施する他事業の補助金の交付を受けていないこと又は交付を受ける見込みでないこと。
 - オ ホーバークラフトの運航の支障とならない取組であること。

(2) 地域一体型

- ア ターミナル施設を含む地域における地域資源等を活かした試行的または先進的な取組であること。
- イ 周辺地域への回遊・消費・交流を促進する取組であること。
- ウ 収益性があり持続可能な取組であること。
- エ 事業の費用が適当であること。
- オ 事業が期間内に完了する見込みがあること。
- カ 事業が、県が実施する他事業の補助金の交付を受けていないこと又は交付を受ける見込みでないこと。
- キ ホーバークラフトの運航の支障とならない取組であること。

(3) 商品開発型

- ア ホーバークラフト関連のお土産品やホーバークラフト乗船プランを含む旅行商品を開発するなど新たな商品を開発する取組であること。
- イ 事業終了後も、その商品としての実現性や市場性が期待できるもの。
- ウ 事業の費用が適当であること。
- エ 事業が期間内に完了する見込みがあること。
- オ 事業が、県が実施する他事業の補助金の交付を受けていないこと又は交付を受ける見込みでないこと。

3 補助対象となる事業期間

交付決定日からその年度末まで。

当該年度に採択された事業のうち地域一体型及び商品開発型は、当該年度末に審査委員会に実績等を報告し承認を得たうえで翌年度も実施することが可能。ただし、最大2年間とする。

4 審査基準

以下の観点から、有識者等からなるホーバーターミナルおおいた賑わい創出事業審査会において、総合的に審査するものとする。

(1) ターミナル活用型

- ア 本事業の目的との適合性
 - ・第1に掲げる本事業の目的を達成するために有効と認められた提案であること。
- イ 試行性・先進性
 - ・新たな試みや先進的となる要素が含まれた事業となっていること。
- ウ 集客性
 - ・企画内容が工夫され、不特定多数の人が参加できる集客力のある事業であること。

エ 実現性

- ・実施スケジュールが実現可能な事業であること

オ 継続性・発展性

- ・今後も継続的または発展的な実施が期待できる取組であること。※
※継続性・発展性は採択条件ではないが、推奨事項とする。

カ 実施体制

- ・準備から事業終了までの実施体制が具体的であるとともに、事業実施において安全性を担保できるような適正なものであること。

(2) 地域一体型

ア 本事業の目的との適合性

- ・第1に掲げる本事業の目的を達成するために有効と認められた提案であること。

イ 試行性・先進性

- ・新たな試みや先進的となる要素が含まれた事業となっていること。

ウ 集客性

- ・企画内容が工夫され、周辺地域への回遊・消費・交流の促進が期待でき、不特定多数の人が参加できる集客力のある事業であること。

エ 実現性

- ・実施スケジュールが実現可能な事業であること

オ 継続性・発展性

- ・今後も継続的な実施が期待できる取組であること。

カ 実施体制

- ・準備から事業終了までの実施体制が具体的であるとともに、事業実施において安全性を担保できるような適正なものであること。

(3) 商品開発型

ア 本事業の目的との適合性

- ・第1に掲げる本事業の目的を達成するために有効と認められた提案であること。

イ 市場性・収益性

- ・企画内容が工夫され、市場性・収益性が見込める商品であること。

ウ 実現性

- ・商品としての実現可能性があること。

エ 実施体制

- ・準備から事業終了までの実施体制が具体的であること。

第5 事業実施計画の作成及び認定

(1) ターミナル活用型

ア 事業実施主体は、ホーバーターミナルおおいた賑わい創出事業認定申請書（第1号様式）に添付書類を添え、知事が別に定める期日までに知事に対して認定の申請を行うものとする。

イ 知事は、事業内容を審査し、適当と認めるときは、ホーバーターミナルおおいた賑わい創出事業認定通知書（第3号様式）により事業実施主体に通知する。

(2) 地域一体型

ア 事業実施主体は、ホーバーターミナルおおいた賑わい創出事業認定申請書（第1号様式）に添付書類を添え、知事が別に定める期日までに知事に対して認定の申請を行うものとする。

イ 知事は、事業内容を審査し、適当と認めるときは、ホーバーターミナルおおいた賑わい創出事業認定通知書（第2号様式）により事業実施主体に通知する。

(3) 商品開発型

ア 事業実施主体は、ホーバーターミナルおおいた賑わい創出事業認定申請書（第1号様式）に添付書類を添え、知事が別に定める期日までに知事に対して認定の申請を行うものとする。

イ 知事は、事業内容を審査し、適当と認めるときは、ホーバーターミナルおおいた賑わい創出事業認定通知書（第2号様式）により事業実施主体に通知する。

第6 助成措置

知事は、予算の範囲内において、事業実施主体に対して事業に要する経費の一部を助成する。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年度ホーバーターミナルおおいた賑わい創出事業から適用する。